

「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 拡大分科会」及び
MVNOタスクグループの開催について

令和5年11月13日

事務局

1. 概要

- 拡大分科会は、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」(以下「検討会」という。)の下に開催される会合として、関係企業・団体その他の関係者が参画し、当該関係者において広く共有すべき情報を整理することにより、我が国で利用可能な携帯電話ネットワークと端末に関し、事業者を問わず広く相互接続性を確保するために必要な諸検討を行うことを目的とする。
- 事業者間ローミング実現に向け、関係者である一般社団法人電気通信事業者協会、携帯電話事業者、端末ベンダー、チップベンダー、測定器ベンダー、登録認定機関及び総務省にて構成員を構成する。
※構成員は、主査の指名により、今後追加があり得る。
- 拡大分科会における検討状況・結果は、検討会に報告する。
※拡大分科会は原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

2. 検討事項

(1) 試験項目

- 検討会の下に開催されている「事業者間ローミング検討作業班」においてとりまとめられた端末共通仕様に基づき、相互接続性を確認するために必要な試験項目を検討する。

(2) 相互接続性を確認する試験環境のあり方

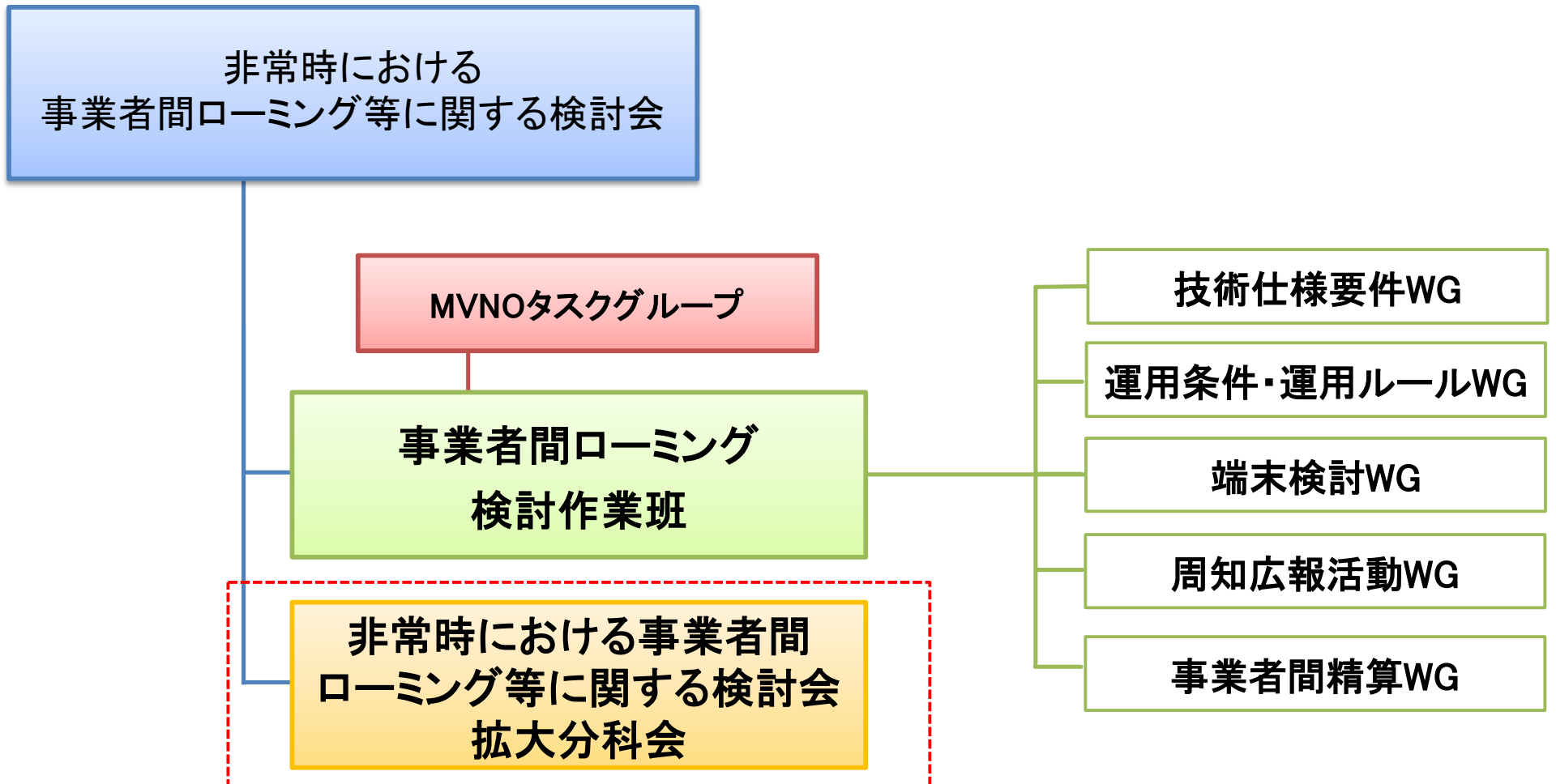
- 試験の実施に必要な試験環境のあり方を検討する。

(3) 相互接続性の確保に関する諸検討事項

(4) その他、検討会から検討を求められた事業者間ローミングに関する事項

3. 体制

検討会の下、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 拡大分科会」を開催する。



4. 拡大分科会構成員

| 主査 | 氏名 | 所属 |
|----|--------|---|
| | 藤井 威生 | 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授 |
| | 金子 純二 | 一般社団法人電気通信事業者協会 企画部長 |
| | 橋本 研司 | 株式会社NTTドコモ R&Dイノベーション本部 デバイステック開発部 次世代方式担当 担当部長 |
| | 池内 秀明 | KDDI株式会社 パーソナル事業本部 サービス統括本部 サービス技術部 無線通信技術G グループリーダー |
| | 西山 真司 | ソフトバンク株式会社 デバイス技術本部 プロダクト企画統括部 デバイス技術企画部 部長 |
| | 草苺 慎史 | 楽天モバイル株式会社 モバイルネットワーク本部 Device & Terminal Eng.部 副部長 |
| | 三島 安博 | Apple Japan, Inc. Wireless Design Regulatory Lead Engineer |
| | 田中 諭 | NECプラットフォームズ株式会社 アクセスソリューション事業部 エキスパート |
| | 中島 将揮 | FCNT合同会社 プロダクトビジネス本部 ソフトウェア開発統括部 第三開発部 部長(ネットワーク技術担当) |
| | 堤 雄史 | オウガ・ジャパン株式会社 プロダクト部開発課 |
| | 青木 健太郎 | 京セラ株式会社 ソリューションセグメント通信機器事業本部 端末ソリューション事業部 第4技術部 第1技術課 1係メンバー |
| | 山口 裕之 | グーグル合同会社 Google Head of Japan, Pixel Carrier Engineering |
| | 鈴木 祐介 | サムスン電子ジャパン株式会社 MX事業本部 Product Group Group長 |
| | 下鍋 忠 | シャープ株式会社 通信事業本部 パーソナル通信事業部 第二ソフト開発部 主任技師 |
| | 渡辺 福三 | 小米技術日本株式会社 顧問 |
| | 鄧 鵬 | ZTEジャパン株式会社 モバイルターミナル事業部 商品企画本部 本部長 |
| | 後藤 満 | ソニー株式会社 システム・ソフトウェア技術センター ソフトウェア技術第5部門 SW開発3部 統括部長 |
| | 南 健太郎 | モトローラ・モビリティ・ジャパン合同会社 モバイルデバイス事業部 シニアアカウントマネージャ |
| | 樫本 欣久 | レノボ・ジャパン合同会社 モバイル&スマートデバイス商品事業部 モバイル商品企画部 部長 |
| | 城田 雅一 | クアルコムジャパン合同会社 標準化本部長 |
| | 岡田 昇 | メディアテックジャパン株式会社 ワイヤレスコミュニケーションシステム&パートナーシップ |
| | 梅澤 伸光 | アンリツ株式会社 通信計測カンパニーモバイルソリューション事業部 第一商品開発部 課長 |
| | 吉野 康広 | キーサイト・テクノロジー株式会社 ソリューションエンジニアリング本部 ネットワークコンサルティング NES・DTスペシャリスト |
| | 富田 浩史 | ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社 Test & Measurement事業本部 シニアアプリケーションエンジニア |
| | 武居 孝 | 一般財団法人電気通信端末機器審査協会 理事長 |

※主査は、主査代理を指名することができることとする。

※必要に応じて総務省総合通信基盤局の関係課室の職員が構成員として参加する。

「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 拡大分科会」 開催要綱(案)

1 目的

本会は、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」の下に開催される会合として、関係企業・団体その他の関係者が参画し、当該関係者において広く共有すべき情報を整理することにより、我が国で利用可能な携帯電話ネットワークと端末に関し、事業者を問わず広く相互接続性を確保するために必要な諸検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会は、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 拡大分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 試験項目の検討
 - ・ 事業者間ローミング検討作業班においてとりまとめられた端末共通仕様に基づき、相互接続性を確認するために必要な試験項目を検討する。
- (2) 相互接続性を確認する試験環境のあり方の検討
 - ・ 試験の実施に必要な試験環境のあり方を検討する。
- (3) 相互接続性の確保に関する諸検討事項
- (4) その他、検討会から検討を求められた事業者間ローミングに関する事項

4 構成及び運営

- (1) 主査は、本会を運営する。
- (2) 本会に主査代理を置くことができ、主査がこれを指名する。
- (3) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (4) 本会の会議は、主査が招集する。
- (5) 本会の構成員は別紙のとおりとする。主査は、必要に応じて本会の構成員を見直すこととする。
- (6) 主査は、事業者間ローミング実現のために必要な電気通信設備の仕様について、作業班主査に説明を求められることができる。
- (7) 主査は、本会に、必要と認める者の出席を要請し、その意見又は説明を求められることができる。
- (8) 主査は、必要に応じて本会に総務省総合通信基盤局の関係課室の職員の参加を求められることができる。
- (9) 本会における検討結果については、主査が取りまとめ、これを検討会に報告する。
- (10) その他、本会の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とすることができる。
- (2) 会議で使用した資料は、原則として総務省ホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるものその他主査が必要と認めるものについては、非公開とすることができる。
- (3) 本会議は、会議終了後に議事要旨を作成し、これを原則として総務省ホームページに掲載することにより公開するものとする。

6 その他

本会の事務局は、一般社団法人電気通信事業者協会及び総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課がこれを行うものとする。

1. 概要

- 事業者間ローミングの技術仕様等の検討を行うことを目的として、第6回検討会（令和4年12月20日）での合意に基づき、検討会の下に「事業者間ローミング検討作業班」（以下「作業班」という。）を開催している。
- 「技術仕様要件」「運用条件・運用ルール」「端末検討」「周知広報活動」「事業者間精算」を検討課題とする5つのワーキンググループ（WG）を作業班の下に開催している。
- 今般、MVNOに係る検討課題に特化したタスクグループを開催していくものである。

2. 検討事項

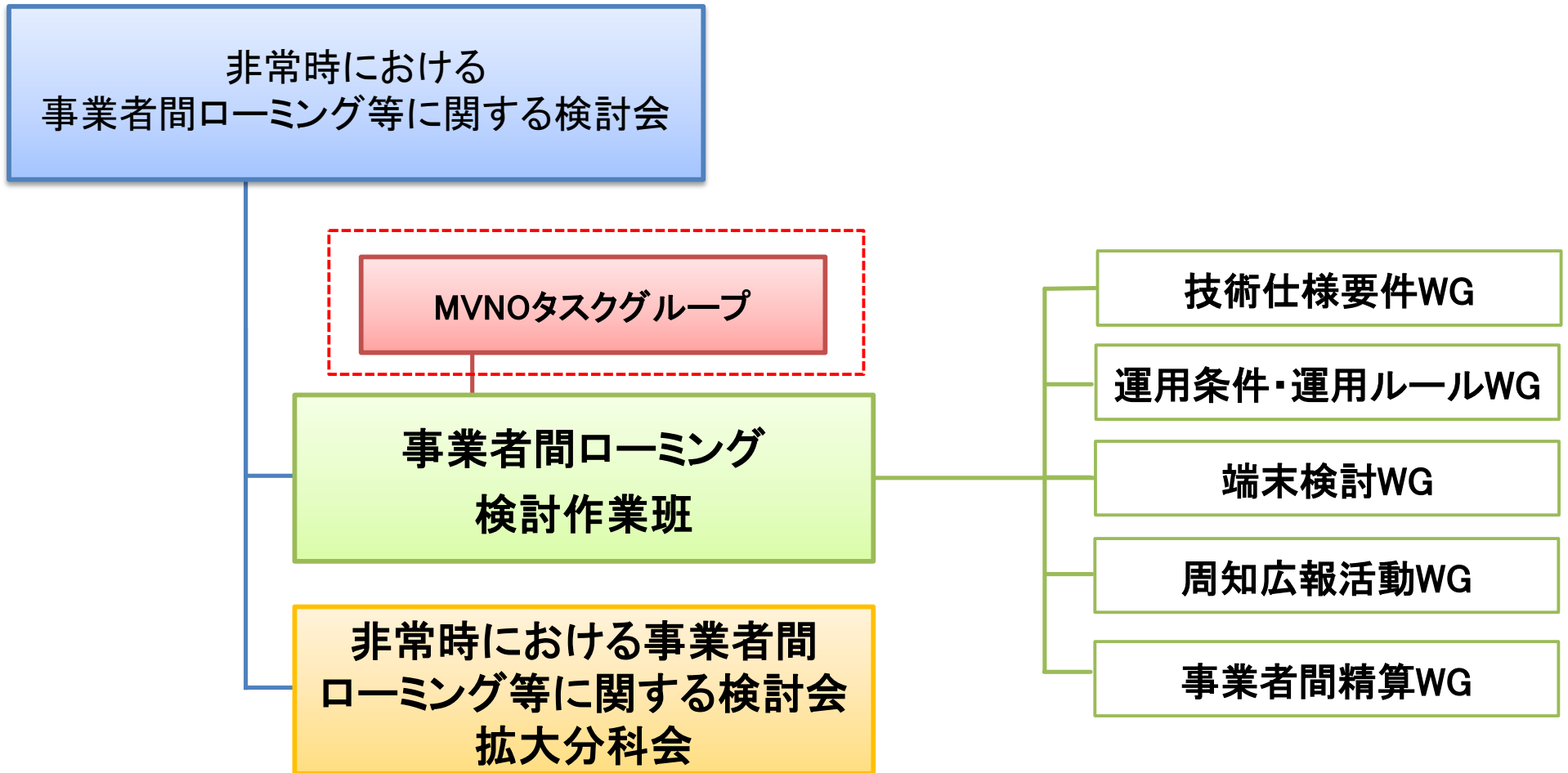
事業者間ローミングに関する事項として、以下を検討する。

- (1) フルMVNOとMNOとの間のローミングの実現方法等
- (2) フルMVNOの事業者間ローミングの枠組みへの参加に向けた提案等
- (3) その他、検討会または作業班から検討を求められた事業者間ローミングに関する事項

今後、作業班及びMVNOタスクグループにおけるフルMVNOに関する技術的検討等が進展した時点で、ライトMVNOの意向等も踏まえ、ライトMVNOに関する事項も含めて検討事項の見直しを行うとともに、MVNOタスクグループの位置付けを再検討することとする。

3. 体制

作業班において、MVNOタスクグループ(MVNO-TG)を開催する。
必要に応じて、作業班の各WGが、MVNOタスクグループに適宜参加を行う。



4. MVNOタスクグループのメンバー

| リーダー | 氏名 | 所属 |
|------|--------|--|
| | 金子 純二 | 作業班 主査 (一般社団法人電気通信事業者協会) |
| | 竹内 宏司 | 作業班 副主査 (株式会社NTTドコモ) |
| | 佐々木 太志 | 株式会社インターネットイニシアティブ MVNO事業部 |
| | 堀 優 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 PS本部 クラウド&ネットワークサービス部 第一サービス部門 |
| | 森山 史之 | 丸紅ネットワークソリューションズ株式会社 モバイルソリューション事業本部 |

- リーダーは、メンバー内の互選により選出する。
- 必要に応じ、作業班の各WGの検討状況について、当該WGの代表者が本会合に出席し、説明を行う。

※リーダーは、サブリーダーを指名できることとする。

※必要に応じて総務省総合通信基盤局の関係課室の職員がメンバーとして参加する。